

四日市市と国立大学法人東京大学地域未来社会連携研究機構との連携協定書

四日市市（以下「甲」という。）と国立大学法人東京大学地域未来社会連携研究機構（以下「乙」という。）は、次のとおり合意したので、協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の密接な協力と連携により、四日市市の課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することで、地域の未来に関わる研究、地域連携、人材育成の3局面において相乗効果を発揮し、新たな「地域の知」を構築することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携、協力する。

- (1) 地域の政策課題研究に関すること
- (2) 研究成果の社会実装に関すること
- (3) 地域における取組を通じた人材の交流と育成に関すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協定の目的を達成するために必要と認める事項

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期間）

第4条 本協定は、両者の代表が署名した日に発効し、当該日から3年間に限り有効とする。ただし、甲及び乙のいずれからも書面による解除の申し出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項、本協定に関し疑義が生じた事項等については、甲及び乙が協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各1通を保有する。

2019年10月24日

甲 四日市市

乙 国立大学法人東京大学
地域未来社会連携研究機構

市長 森 智広

機構長 松原 宏